



記者手帳

青森・岩手県境の大規模不法投棄事件などをきっかけに、

環境省は廃棄物処理法における排出事業者責任のさらなる強化を図り、経済産業省は廃棄物・リサイクル法パナンスガイドラインを出し、と

もに排出事業者の今後の取り組みの方向性を示した。
一般企業における

排出事業者が求めるもの

・リサイクルの世界では、これが排出事業者責任の徹底ということになる。自ら排出した廃棄物・リサイクル物を管理し、信頼性のある処理業者を選定して委託し、最終処分や最終的なリサイクルまでを自ら確認する。排出事業者責任の強化はよいことなのだが、処理業者サイドからみると、いつ何時、委託契約が打ち切られるかわからないということも意味する。おおよその排出事業者には、古大手メーカーからの廃プラを一手に引き受け、仕事のほとんどがそのメーカーからのものだったが、いわゆる欠格要件や許可取り消しとは関

偽装事件の頻発などで、産業界もCSR（社会的責任）やコンプライアンス（法律順守）を重視した経営をあらためて心掛けるようになった。産業界廃棄物処理強化はよいことなのだが、処理業者サイドから取引のある処理業者が付いており、良好な関係を保ってきたところは少なくないが、それが通用しなくなるおそれがある。「ある処理業者は係ない要素で契約が打ち切られた。」（関東の処理業者）排出事業者の一部の動きとはいえ、事業のあらゆる面で注意を払わないと、明日はわが身だ。（中）